

豊川市図書館システム更新及び保守業務委託（長期継続契約）プロポーザル実施要領

この要領は、豊川市図書館システム更新及び保守業務委託（長期継続契約）の実施にあたり、プロポーザル方式により受託者を選定するため、必要な事項について定めるものとする。

1 業務概要

(1) 業務名

豊川市図書館システム更新及び保守業務委託（長期継続契約）

(2) 業務目的

図書館システムの更新を行うにあたり、利用者サービスの向上が図られるとともに、職員の事務効率の向上が可能となるよう現行システム以上の最新の情報通信技術に対応したシステムとするため。

(3) 業務場所

豊川市中央図書館、一宮・音羽・御津・小坂井分館、及び、豊川・牛久保・八南・御油生涯学習センター

(4) 業務内容

別紙「豊川市図書館システム更新及び保守業務委託（長期継続契約）仕様書」

(5) 業務期間等

システム稼働開始日 令和4年12月9日（金）

保守業務期間 令和4年12月1日（木）から令和9年11月30日（火）まで（5年間）

(6) 予算概要 金119,304千円以内（5年 長期継続契約）

※消費税及び地方消費税を含む。

ただし、地方自治法第234条第3項の規定に基づく長期継続契約であるため、翌年度以降の歳入歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合は、当該契約を解除する。

2 プロポーザル方式

(1) 実施方法（公募型又は指名型）

公募型

(2) プロポーザル方式を実施する具体的な理由及び実施効果

提案書の提出内容により、見積金額だけでなく業務遂行能力、システムの操作性及び効率性、拡張性等、積極的な業務改善による効率的な運営能力等の適性を総合的、客観的に判断し特定することができるため。

3 参加資格（提案書提出者に要求する資格）

(1) 「豊川市図書館システム更新及び保守業務委託（長期継続契約）に係るプロポーザル仕様書」に基づく業務を行うことができること。

(2) 対象業務における豊川市での競争入札参加資格を有していること。また、競争入札

参加資格を有しない場合は、提案書提出期限までに登録を行うこと。

- (3) 豊川市の指名停止措置要綱による指名停止処分又はこれに準ずる措置を受けていないこと。
- (4) 「豊川市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要綱」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申し立てが、なされていないこと。
- (6) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (7) 契約締結までに参加資格を有しなくなった場合は、その時点で参加資格を失うものとする。
- (8) 情報セキュリティマネジメント（ISMS）の認証又はプライバシーマーク付与の認定を受けていること。
- (9) 公立図書館（図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第2項でいう図書館で蔵書冊数60万冊以上・複数館経営）に対し過去5年間に図書館システムを導入し、システムの運用及び保守業務を行った業績を有すること。
- (10) システム等に障害が発生し、その事実を連絡した時点から1時間以内に豊川市中央図書館又は指定する分館又は生涯学習センターに担当者を派遣できるサポート体制を有すること。

4 提案書提出までの手続等

- (1) 豊川市図書館システム更新及び保守業務委託（長期継続契約）プロポーザル実施要領の交付

ア 交付期間

令和4年4月14日（木）午前9時30分から5月6日（金）午後7時00分まで。

※豊川市中央図書館の休館日を除く、午前9時30分から午後6時00分まで。祝日を除く金曜日は午後7時00分まで。（以下「開館時間中」という。）

イ 交付場所及び交付方法

① 豊川市中央図書館において直接交付

豊川市中央図書館開館時間内に直接交付する。なお、直接交付を希望する場合は、事前に豊川市中央図書館まで電話連絡すること。

② 豊川市中央図書館ホームページからダウンロード

ウ その他

説明会は開催しないが、参加表明書の提出方法に係る質問については、交付期間中随時受け付け、及び回答を行う。

- (2) 参加表明書の提出

ア 提出書類

- ① 参加表明書（様式1） 1部
- ② 参加表明書の添付書類 1式
- ③ 会社概要や図書館システムのカatalog・パンフレット等 各1部

イ 提出期限

令和4年5月8日（日）午後6時00分必着

ウ 提出先

豊川市中央図書館

エ 提出方法

窓口への持参、郵送または宅配便とする。なお、持参による受付は、開館時間中とする。

オ その他

参加表明書の提出後に、やむを得ず参加表明を取り下げの場合には、「参加表明取下申出書」（様式3）により申し出ること。

(3) 提案書提出者の選定方法、選定基準及び選定概数等

ア 選定方法

参加表明書で提示された内容等により総合的に行う。

イ 提案書提出者を選定するための基準

別紙「豊川市図書館システム更新及び保守業務委託（長期継続契約）プロポーザル提案書提出者数及び選定基準」

ウ 選定する概数

概ね5者

エ 選定結果は、令和4年5月11日（水）に参加表明書の提出者に電話、又は電子メールで通知するとともに、別途文書で通知する。

オ 選定結果に対して異議を申し立てることはできない。

カ 選定結果に関する質問には回答をしない。

(4) 提案書の提出

ア 提出書類

「豊川市図書館システム更新及び保守業務委託（長期継続契約）プロポーザル提案書作成要領」（以下「作成要領」という。）にて作成すること。様式の指定はなし。

イ 提出期限

令和4年6月11日（土）午後6時00分必着

ウ 提出先

豊川市中央図書館

エ 提出方法

窓口への持参、郵送または宅配便とする。なお、持参による受付は、開館時間中とする。

(5) 提案方式及び上限額

提案にあたっては、自庁方式（豊川市中央図書館内に業務サーバを設置する方式）とし、システム更新と保守業務に係る委託料は、それぞれ次に掲げる費用を上限額とすること。

ア システム更新業務委託料

金90,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

イ 保守業務委託料（5年総額）

金29,304千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

保守業務委託料については地方自治法第234条第3項の規定に基づく長期継続契約であるため、翌年度以降の歳入歳出予算の該当金額について減額または削除があった場合は当該契約を解除する。

5 受託者の特定

(1) 評価基準

別表「豊川市図書館システム更新及び保守業務委託（長期継続契約）プロポーザルに係る評価基準配点表」（以下「評価基準配点表」という。）のとおり。なお、必要に応じてヒアリングを実施する。

(2) 評価方法

書類審査として提案書等の内容について、評価基準配点表の各審査項目、評価内容ごとに定めた評価の視点に対する充足度合を点数化したものを、第6項に定める提案書説明会での説明によって補正して最終的な得点を決定し、その得点の高低により提案内容を総合的に評価する。

(3) 評価体制

豊川市図書館システム更新及び保守業務に係る受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において評価を実施する。

(4) 受託者の特定及び審査結果の通知

- ア 受託者は、評価基準に基づく評価点の合計の最も高い者とする。
- イ 審査結果については、提案書提出者に文書で通知する。
- ウ 審査結果に対して異議を申し立てることはできない。
- エ 審査結果に関する質問には回答をしない。

6 提案書説明会（プレゼンテーション）の概要

(1) 実施日時

令和4年6月14日（火）予定

※各提案者の提案書説明会実施時間については、別途、事前に通知する。

(2) 実施場所

豊川市中央図書館

(3) 時間等

- ア 説明時間35分、質問時間15分（予定）
- イ 詳細な日時及び場所は、後日、提案者に別途連絡する。
- ウ 開始時間前5分間を準備時間、終了後5分間を片付時間とする。
- エ 質問に関しては、15分以内で終了する場合がある。

(4) 注意事項

- ア 提案書説明会は、提案書に記載された内容を基に項目順に説明すること。
- イ 提案書に記載された内容の範囲内であればプロジェクター等画像を使用して説明することも可能とする。ただし、プロジェクター、スクリーン以外は提案者で用意すること。

ウ 誤字、脱字等がある場合の資料の差替え等は認めない。説明時にその旨説明をすること。

エ 提案書説明会の提案者の出席者数は、5名以内とする。

オ 提案書説明会の内容は録音する。

7 デモンストレーションの実施

提案書審査及び提案書説明会（プレゼンテーション）を効率的に行うための参考とするため、提案者が導入実績として他自治体図書館で運用中の図書館システムについて、次のとおりデモンストレーションの実施機会を設ける。

なお、デモンストレーションは、豊川市図書館システム機能要件書に掲げる項目について、本市職員からの質問等に適宜答えながら行うこと。

(1) 実施時期

令和4年5月26日（木）から6月8日（水）までの、火曜日から金曜日の間（土曜日、日曜日、月曜日を除く）

※各提案者のデモンストレーション実施日時については、別途、調整する。

(2) 実施場所

豊川市中央図書館

(3) 持ち時間等

ア 各提案者につき1時間30分

イ 上記持ち時間には、機器の準備及び片づけの時間が含まれる。

(4) 注意事項

ア 必要に応じプロジェクター等画像を使用して補足説明をすることも可能とする。

ただし、プロジェクター、スクリーン以外は提案者で用意すること。

イ デモンストレーションへの出席者数は、5名以内とする。

8 提案書作成に関する質問

(1) 質問書の作成様式

様式2により作成。

(2) 受付期間

令和4年5月12日（木）午前9時30分から5月20日（金）午後7時00分必着。

(3) 提出先

豊川市中央図書館の次のメールアドレス

Eメール: toshokan@city.toyokawa.lg.jp

(4) 提出方法

必ず電子メールにより提出すること。口頭や電話など電子メール以外の方法による質問は一切受け付けない。メールの件名は次による。

【会社名】豊川市図書館システム更新等（質問書）

なお、送信確認として開館時間内に電話連絡をすること。

(5) 回答方法

質問に対する回答については、質問者だけでなく全ての参加表明者に対して行うも

のとし、令和4年5月25日（水）午後6時00分までに電子メールにて回答する。ただし、内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わると判断した場合は、質問者のみに回答する。回答に関する質問や問い合わせには一切応じないものとする。

9 募集から受託者特定までのスケジュール

実施内容	実施期間又は期日
実施要領等の交付期間	令和4年4月14日（木）午前9時30分から5月6日（金）午後7時00分まで
参加表明書提出期間	令和4年4月14日（木）午前9時30分から5月8日（日）午後6時00分まで
提出者選定結果通知日	令和4年5月11日（水）
質問書提出期間	令和4年5月12日（木）午前9時30分から5月20日（金）午後7時00分まで
質問回答通知期限	令和4年5月25日（水）午後6時00分まで
デモンストレーション	令和4年5月26日（木）から6月8日（水）まで
提案書類提出期間	令和4年5月12日（木）午前9時30分から6月11日（土）午後6時00分まで
提案書説明会（プレゼンテーション）	令和4年6月14日（火）予定
受託者の特定通知	令和4年6月下旬

10 その他の留意事項

- (1) 参加者が以下の事項に該当する際は、失格とする。
 - ア 実施要領の定める手続きを遵守しない場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載をした場合
 - ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - エ 要領その他、市の定めに違反する行為があった場合
- (2) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された参加表明書又は提案書は、返却しない。
- (4) 提出された参加表明書又は提案書は、提案書提出者の選定及び受託者の特定以外に提出者に無断で使用しない。ただし、情報公開請求があった場合は、豊川市情報公開条例に基づき開示する。
- (5) 提出期限以降における参加表明書又は提案書の差替え及び再提出は認めない。
- (6) 審査方法、内容、経緯等の問合せには、応じないものとする。

(7) 審査結果に対する異議申し立ては、受け付けない。